

第2章

保健及び福祉の増進

高齢者福祉の充実

子育て環境の整備

社会福祉の充実

健康づくりの推進と医療体制の充実

バリアフリーの推進



第2章

保健及び福祉の増進

1 高齢者福祉の充実

◆高齢者福祉

●現状と課題

本市の65歳以上の高齢者の人口比率（高齢化率）は33%（平成22年4月）を超え、高齢社会を迎えています。高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の要援護高齢者の数も年々増加の一途をたどっており、その対策が課題となっています。

平成21年度中におけるひとり暮らし、寝たきり、認知症、虚弱の要援護高齢者に係る相談件数は2,215件となっています。

このような現状を踏まえ、介護保険サービスとの調整を図りながら、高齢者の生活と健康に対する不安を解消するため、地域包括支援センターによる、情報の提供と相談体制の充実強化など、福祉サービスの量的拡大と質的向上に努めてきましたが、さらに高齢者を社会的にケアする体制の整備を図る必要があります。

【参考データ】

●高齢者人口の推移

（単位：人・%）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	42,723	40,517	38,130	35,637	33,129
65歳以上の人口	7,422	8,697	10,004	10,842	11,155
総人口に占める割合	17.4	21.5	26.2	30.4	33.7

資料：平成2年～17年／国勢調査・平成22年／住民基本台帳（4月1日現在）

●要援護高齢者に係る相談件数（平成21年度）

（単位：件）

区 分	件 数
ひとり暮らし高齢者	439
寝たきり高齢者	330
認知症高齢者	78
虚弱高齢者	1,368
合 計	2,215

資料：地域包括支援センター

●基本施策

1 自立と生きがいづくりの促進

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の豊かな経験と能力を生かし、文化・スポーツ活動やボランティア活動などの社会参加活動の促進を図ります。

また、老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会づくりを目的として、地域の中で活発に活動できる老人クラブの活動の充実を図ります。

(2) 雇用、就業機会の確保

シルバー人材センターを活用し、高齢者の雇用機会の創出を図ります。

(3) 世代間交流の推進

保育園などと連携し、各種事業を行うとともに、高齢者のもつ知恵の伝承の場や機会の充実に努め、世代間交流を推進します。

(4) 集会活動の促進

高齢者のふれあいの場となる「老人憩いの家」の適正な維持管理に努めながら、地域高齢者の憩いの場の整備と集会活動の促進を図ります。

2 在宅福祉サービスの充実

(1) 介護保険サービスとの調整を図りながら、ホームヘルプサービスとデイサービスの充実・向上に努めます。

(2) ひとり暮らし世帯等に対応するため、高齢者生活援助事業の実施や緊急通報装置を計画的に整備するなど、高齢者が安心して地域や自宅で生活できるよう支援します。

(3) 敬老会を開催し、敬老祝金を支給するなど敬老意識の醸成を図ります。

(4) 在宅寝たきり高齢者等を介護する家族に対し介護慰労金を支給し、在宅生活の継続支援を図ります。

3 相談支援体制の整備

要援護高齢者とその家族に対し、在宅介護に係る総合的な相談に応じるとともに、在宅の介護等に関する各種サービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関やサービス実施機関との連絡調整を行う地域包括支援センターの機能の充実と活用を図ります。

4 地域福祉活動の推進

高齢者、特に要援護高齢者に対しては、地域に生活する一般住民の援護活動が重要となるため、住民組織の活用を図り、近所に住むお年寄りを地域全体で見守り、支え合う体制づくりを推進します。

5 住宅・住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活していけるよう、高齢者に配慮した住宅の整備を促進するとともに、長寿社会にふさわしい環境の整備を図ります。

◆介護保険

●現状と課題

高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする要介護者、又は日常生活に支援が必要な要支援高齢者の増加が見込まれます。

第1号被保険者（65歳以上）における要介護・支援認定者数は、平成22年3月末現在で2,344人と65歳以上人口の21%を占め、このうち介護サービス利用者は1,766人となっており75%のサービス利用率となっています。

こうした現状を踏まえ、要介護・支援者等が住みなれた地域で、その人らしい生活が継続されるようサービス体系の確立と質の向上、自立生活の支援をより徹底する観点から介護予防重視型システムの拡充・強化等を図り、保険事業の効率的な実施が必要です。

●基本施策

1 介護保険制度の充実

今後高齢化が急速に進行するなかで、介護保険制度を将来にわたって安定的に継続・機能させるため、「給付の効率化・重点化・適正化」を進めながら制度の円滑な運営を図ります。

2 地域包括ケアの推進

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域での生活を継続できるようにするため、居宅介護サービスや地域密着型サービスの充足に加え、保健・医療機関やボランティアなどの連携により地域における包括ケアを推進します。

3 介護保険施設の入所対象者の重点化

要介護高齢者が在宅での生活を継続することが困難である場合のために、地域での既存の施設整備状況を踏まえて特別養護老人ホーム等への入所については、より重度の高齢者に重点をおいた対応となるよう促進します。

4 介護予防（地域支援事業）の充実

住み慣れた地域で長く自立生活をするため、要支援・要介護状態への移行を予防します。地域支援事業により、生活機能評価などを活用して、筋力向上、栄養改善、口腔機能向上など、その人にあった介護予防メニューを充実させ、地域において元気で自立した生活を送れるよう推進します。

5 高齢者の虐待防止、認知症高齢者への取り組み

地域包括支援センターが中心となり、関係行政機関や介護保険事業所等との連携により高齢者虐待の防止や早期発見に努めるとともに認知症高齢者のサポート体制の整備を図ります。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	市・団体	各種学習・研修会、高齢者スポーツ大会等
老人クラブ助成事業	市	活動費助成
緊急通報装置設置事業	市・団体	保守管理、更新
高齢者生活援助事業	市	
介護慰労金支給事業	市	

2 子育て環境の整備

●現状と課題

近年、本市においては、出生率の低下や若年層の市外流出による人口の減少、核家族化の進行、女性の就労などによる社会進出機会の拡大、価値観の多様化、地域力の低下など諸情勢が大きく変化し、子どもを取り巻く社会環境は極めて厳しいものがあります。

乳幼児施設への入園状況は、一部の施設では3歳未満の低年齢児の増加や人口集中による過密施設がある一方、定員に満たない施設もあり、また、施設利用者や在宅養育者からの保育ニーズも年々多様化しています。

これらに対応し次代を担う子どもを健やかに育むため、家庭、乳幼児施設、学校、地域社会、関係機関及び行政が一体となり活動を展開していく中で、保育内容の充実や在宅養育者への支援、児童健全育成の充実を一層推進し、「出産・子育て・就労」が可能な施策を講ずる必要があります。

また、児童虐待は、大きな社会問題であり、今後も増加が予想されることから、虐待に関する認識を深めるとともに発生予防から早期発見、早期対応、保護、指導援助のそれぞれの段階において、保健、医療、福祉をはじめ、様々な分野の機関が連携した総合的な取り組みが必要です。

●基本施策

1 保育園運営の充実

指定管理者制度等の活用を図りながら、保育ニーズへの効率的な対応や保育事業の充実に努めます。

2 幼児教育・乳幼児保育の一体的推進

- (1) 認定子ども園（幼稚園と保育園の機能を一元化した施設）制度等を活用しながら、充実した幼児教育と乳幼児保育の一体的な推進を図ります。
- (2) 幼稚園教諭、保育士の資質の向上を図るため、各種研修会の充実に努めます。

3 保育内容の充実

- (1) 地域子育て支援センター事業の充実を図り、在宅乳幼児を養育する保護者の育児不安の解消に努めます。
- (2) ファミリーサポートセンター事業（子育ての援助を受けたい人と援助したい人が地域で助け合う会員制システム）を展開し、子育ての経験や知識などを活用し、育児の援助活動に努めます。
- (3) 延長保育、一時預かりなどの特別保育事業や幼稚園での預かり保育の充実を図ります。

4 少子化対策

少子化対策として若者の地域定着、結婚や出産のしやすい環境づくりに取り組むとともに、保育料の軽減措置の継続や各種支援事業の実施により、子育て家庭の経済負担の軽減を図ります。

5 学童保育の資質の向上と充実

- (1) 資質の向上を図るため、指導員の各種研修の充実に努めます。
- (2) 児童の安全と保護者の安心を確保するため、関係機関・団体と一体となった運営に努めます。
- (3) 学童保育施設の環境整備に努めます。

6 児童遊園などの施設整備の推進

児童の地域内での健全な遊びや仲間づくりを推進するため、児童遊園などの環境整備に努めます。

7 児童健全育成の推進

児童の健全な育成のため、児童健全育成団体などの関係機関・関連団体と連携し、地域と一体となり取り組みます。

8 児童虐待防止

児童虐待を早期に発見し防止に努めるため、家庭相談員等による相談体制の充実や関係機関とのネットワークを活用して情報の共有化を図れるよう連携の強化に努めます。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
幼児施設整備事業	市	
地域子育て支援センター事業	市	在宅で保育する子ども・保護者の支援
ファミリーサポートセンター事業	市	
「子育て応援米」支給事業	市	子どもがいる世帯に男鹿産米を支給
放課後児童健全育成事業	市	昼間、保護者のいない家庭の児童を保護、育成

3 社会福祉の充実

◆障がい者福祉

●現状と課題

障がい者が自立した生活を送れるように「男鹿市障害者計画」及び「男鹿市障害福祉計画」に基づき、在宅サービスの充実や雇用機会の拡大等の就労支援を推進し、障がい者の自立支援を図っています。

障がい者が自立と社会参加のできる地域づくりが重要であり、特に、精神障がいを持つ人たちが社会復帰を目指し地域の中で心豊かに暮らすには、地域住民の理解とボランティアの支援が最重要であると考えられます。

また、退院後の受け皿の整備など、障がい者の自立を支援する体制の整備が必要です。

【参考データ】

●障がい者数・身体障がい者（平成22年3月末現在） （単位：人）

肢体不自由	視・聴覚障がい	内部障がい	計
1,048	290	501	1,839

●知的障がい者（ ）は内数で入所者数（平成22年3月末現在） （単位：人）

軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
56 (21)	68 (35)	113 (83)	60 (41)	14 (5)	311 (185)

●精神障がい者手帳の所持者（平成22年3月末現在） 156人

以上資料：福祉事務所

●基本施策

1 地域での自立生活支援の推進

(1) 在宅サービスの充実

住み慣れた地域や家庭で安心して日常生活を送れるよう、ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅福祉の充実と障がい者のニーズに適した地域福祉サービスの充実に努めます。

(2) 就労機会の拡充

職業安定所等と連携し、事業主の理解を得ながら就労の場の確保を図ります。

(3) 相談体制等の充実

障がい者や家族などの相談に的確、迅速に対応するため、相談からサービス提供まで、関係機関、団体との緊密な連携によるきめ細かい相談体制を整備するため相談支援事業の充実に努めます。

(4) 生活や活動の場の整備促進

障がい者が地域で積極的に活動できるよう、様々な行事やイベントへの参加を支援するため、助成制度の活用を促進します。また、経済的負担の軽減を図ります。

2 障がい者にやさしいまちづくりの推進

様々な行事やイベントを通して、意識啓発に努め、障がい者への理解を求めることに努めます。

3 障がいの早期発見と療育の充実

専門機関や地域医療機関など保健、医療、福祉分野の連携により、発達の遅れや障がいのある児童などを早期に発見するとともに、療育の充実に努めます。

◆母子・父子福祉

●現状と課題

母子家庭は、幼児などがいる場合には、就労が制限されるなど経済的に不安定な状況にあることから、生活の安定と児童の健全な育成が図られるよう、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等を総合的、計画的に充実する必要があります。

また、父子家庭は、子どもの教育、養護などのほか、家事全般に問題を抱えている場合もあることから、家事・教育面における相談・指導・支援等の強化を図る必要があります。

●基本施策

1 生活援助の充実

母子・父子家庭が生活上抱えている諸問題を解決し、自立促進と生活の安定を図るため、母子自立支援員・家庭相談員による就労支援を含めた生活全般に係る相談機能の充実を図ります。

2 自立援助の充実

母子福祉資金等の活用や技能修得講習会等により、生活意欲の向上を促進し、母子家庭の経済的自立を図ります。

◆低所得者福祉

●現状と課題

本市の生活保護の状況は、平成14年度の10.0パーミル（1パーミルは1,000分の1）から増加傾向にあり、平成21年度には15.8パーミルと国・県の保護率より高い比率となっています。

今後、さらに増加が予想される高齢者世帯や就労の機会に恵まれず自立できない世帯等に対し、相談援助機能の充実・強化と低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長を図る必要があります。

●基本施策

1 相談・指導体制の充実

相談・指導体制充実のため、関係機関との連携を強化し、ケースワーカー等の訪問活動の強化と資質の向上に努めます。

2 経済的自立の促進

経済的自立を図るため、就労支援プログラムを活用し、社会生活自立及び社会的孤立の防止に努め、就労の場の確保や援助活動を行うとともに、生活福祉資金等の活用の促進を図ります。

◆国民健康保険・高齢者医療・福祉医療・国民年金

●現状と課題

1 国民健康保険

国民健康保険の加入率は、平成22年3月末現在の加入世帯数が5,879世帯で、総世帯数に対する加入率が44.3%となっているほか、被保険者数は、10,477人で、総人口の31.6%と大幅な減少となっています。

これは平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度に75歳以上の高齢者が移行したことによるものです。

また、国民健康保険財政を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行や長引く経済不況による低所得層の増加、疾病構造の変化や医療技術の高度化による医療費の増額により、極めて厳しいものとなっています。

このため、予防保健事業の充実や医療給付の適正化を図るとともに、保険税の収納率向上に努め、財政の健全化を推進する必要があります。

2 高齢者医療

高齢者医療の対象者としては、平成22年3月末現在で6,017人、広域連合納付金は平成21年度で約2億9千万円となっています。平成25年度を目途に、新たな高齢者医療制度が創設される見込みのため、高齢者医療への信頼が確保できるよう、制度の周知を図るとともに、医療費の適正化対策を推進する必要があります。

3 福祉医療

福祉医療制度は、社会的・経済的に弱い立場にある乳幼児やひとり親家庭の児童、重度障がい児（者）などに対し、医療費の自己負担分を助成し、心身の健康保持と生活の安定を図っています。平成21年度の対象者は3,100人で、医療費の助成額は約2億4千万円となっています。今後さらに制度の周知徹底を図り、障がい者等の援護とともに少子化対策に資する制度として、適正な運用に努める必要があります。

4 国民年金

国民年金は、老後の所得保障の柱として重要な役割を果たしており、高齢化社会の進行とともに、制度に対する期待と関心が一層高まっています。国では社会情勢の変化に対応した制度改革を進めていることから、市民へ制度内容の周知を図るとともに、年金未加入者の加入促進に努める必要があります。

●基本施策

1 国民健康保険事業の健全な運用

- (1) 生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、40歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導の充実強化に努めます。
- (2) 医療費の伸びを抑制するため、保健事業の充実や重複・頻回受診の改善指導等により保険給付の適正化を推進します。
- (3) 国民健康保険財政の基盤安定を確保するため、保険税収納率の向上に努め、財政の健全化を図ります。

2 高齢者医療の健全な運用

- (1) 平成20年度に制度開始となった後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度に新たな高齢者医療制度の創設が見込まれるため、制度の周知を図るとともに事業の円滑な推進に努めます。
- (2) 高齢者の健康増進を図るとともに医療費の適正化対策を推進するため、健診などの保健事業を実施し、生活習慣病の予防や保健指導の充実強化に努めます。

3 福祉医療制度の充実

乳幼児、ひとり親家庭の児童、身体障がい者及び重度心身障がい児（者）などの要援護者に対する助成を推進するため制度の周知を図るとともに、乳幼児医療については、所得による支給制限に該当する部分についても、市の単独事業として助成を図ります。

4 国民年金制度の周知加入促進

市民の老後における年金受給権を確保するため、PR紙の配布や広報誌等の活用により制度の周知を図るとともに、年金未加入者の加入促進に努めます。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
居宅介護サービス事業	市	居宅での生活全般にわたる援助
相談支援事業	市	相談・情報の提供や援助
コミュニケーション支援事業	市	手話通訳者の派遣
移動支援事業	市	外出の際の移動支援
自動車改造助成事業	市	自動車の改造に要する経費の助成
自動車運転免許取得費助成事業	市	運転免許取得費用の助成
重度身体障害者通院移送費給付事業	市	タクシー初乗り料金分の助成

4 健康づくりの推進と医療体制の充実

◆保 健

●現状と課題

近年、少子・高齢化が急速に進行するなか、社会環境の変化や生活様式の多様化により疾病構造が大きく変化し、生活習慣病や要介護状態となる人が増加しています。

また、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、育児不安や育児支援のニーズの増大、親子関係のあり方等が新たな課題となっています。

市民の健康保持・増進を図るため、運動習慣の定着や食生活の改善などにより、生活習慣病予防及び介護予防対策を推進し、乳幼児から高齢者まで、地域において健康な生活が送れるよう保健活動を充実・強化する必要があります。

●基本施策

1 健康診査や訪問指導・健康相談等の充実

- (1) 特定健診や各種がん検診を通じて、生活習慣病の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療のための有効性のある検診事業を推進します。
- (2) 妊産婦や乳幼児の保健指導を充実するとともに、健康診査においては、単に発育の評価や疾病の診断のみならず、子育てに役立つ効果的な体制づくりに努めます。
- (3) 健康や育児不安の解消を図るため、電話や窓口での相談は随時対応するとともに、生活習慣病の予防や改善、また高齢者が要介護状態にならないための訪問指導・健康相談・健康教育等の充実に努めます。
- (4) 市民がいきいきと心豊かに過ごせるように、心の健康相談・自殺予防等普及啓発活動・地域における声かけ運動等を推進します。

2 健康管理に対する意識の向上

- (1) 健康を保持・増進し発病を予防する「栄養・食生活、身体活動及び生活習慣」等の一次予防の活動を充実させるとともに、各種事業や健診事業で「早期発見・早期治療」の二次予防の啓発を図ります。
- (2) 健康診査の結果、要精密検査者に対しては、事後管理の徹底や健康手帳の活用により健康管理に対する意識の向上を図ります。

3 自主的な健康づくりに取り組める環境整備

- (1) これからの健康づくりは、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚が必要であることから、関係機関と連携し市民自ら健康づくりができるよう環境整備に努めます。

◆医療

●現状と課題

男鹿みなと市民病院は、地域の拠点病院として市民の健康と生命を守り、常に新しく質の高い医療サービスを提供する重要施設として医療機関の中核を担っています。しかし、常勤医師並びに看護師の不足などにより厳しい経営状況になっており、経営健全化計画を策定し健全化に取り組んでいるところです。

市民の誰もが安心して質の高い医療を受けるために、関係機関等に働きかけ医師充足を図るなど診療体制の充実に努め、高度化・多様化した医療に対応した体制づくりを推進するほか、国の医療制度改革の動向を注視し、地域医療連携室などを中心に医療圏内の病院間の診療情報の交換・連携を推し進め医療機能の整備充実に図りながら、経常収支比率の改善に向けて積極的な対応を図る必要があります。

出張診療所は、遠隔地に住む市民の健康を守るために、国保診療所2ヶ所、へき地診療所2ヶ所を週1回の出張診療体制で運営しており、今後とも地域の特殊性を考慮し、地域医療の確保を図る必要があります。

●基本施策

- (1) 医師並びに看護師を充足することにより、安定的な経営基盤を確立し、市民から信頼される病院づくりに努めます。
- (2) 地域医療を確保し、市民の誰もが安心して質の高い医療を受けるために、修学資金貸与制度による医師、看護師など医療従事者の確保により、診療体制の充実に図ります。
- (3) 男鹿市の拠点病院として救急医療の確保に努めます。
- (4) 診療所の適正な運営を図ります。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
特定健診事業	市	対象者：満40歳以上
がん検診事業	市	対象者：満40歳以上 満20歳以上女性（子宮頸がん検診）
妊婦健康診査	市	一般健診14回、歯科健診1回、 子宮頸がん検診1回
出産祝金支給事業	市	第3子以降の出産祝
予防接種事業	国・県・市	インフルエンザ、子宮頸がんワクチン
心の健康づくり事業	市	知識の普及・啓発、人材育成、組織力強化
医師等修学資金貸与事業	市	男鹿みなど市民病院において医師、看護師、 薬剤師、臨床工学技士の業務に従事しようと する者に対し、修学資金を貸与する。

5 バリアフリーの推進

●現状と課題

すべての人が安全で快適に生活ができる社会の実現のため、これまでも市街地や公共施設でバリアフリー化の整備を進めてきました。さらに高齢者や障がい者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要なことから、安心して暮すことのできる環境整備が求められています。

このため公共施設や住宅のバリアフリー化を推進するとともに、快適に生活できるまちづくりに取り組む必要があります。

●基本施策

1 バリアフリーの推進

市街地や主要公共施設においてバリアフリー整備基準を十分に考慮しながら整備を進めるとともに、高齢者や障がい者、子ども連れの親子など一人ひとりが尊重され、だれもが暮らしやすいまちづくりに努めます。

2 ユニバーサルデザイン採用の推進

市内の観光案内・避難場所・避難経路などの表示や公共の施設整備に関して、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。